

# 県職員の給与などのあらまし

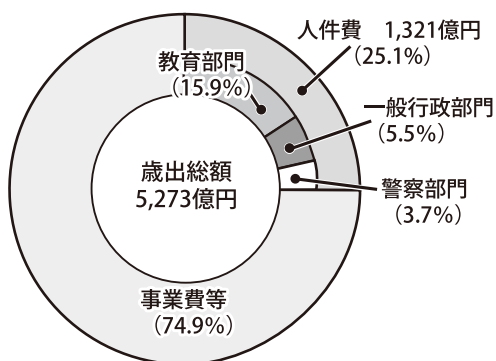
県には、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事に携わる職員がおり、その給与は条例で定められています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

## 人件費の状況

本県の平成29年度決算では、人件費は歳出総額の25.1%にあたる1,321億円となりました。

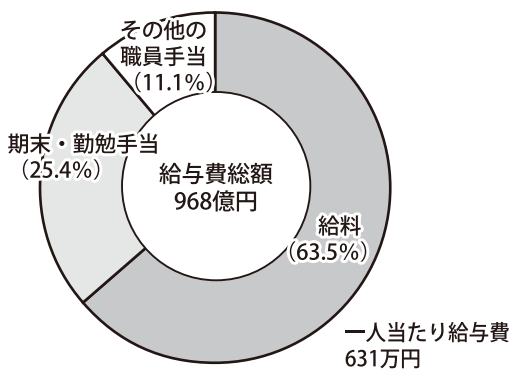
その内訳は、小中学校と高等学校などの教育関係職員分が15.9% (839億円)、一般行政関係職員分が5.5% (287億円)、警察関係職員分が3.7% (195億円)となっています。

人件費の状況 (部門別) (平成29年度決算)



※人件費には、共済費負担金、退職手当および特別職の給料・報酬等を含みます

人件費のうち職員給与費の状況 (平成30年度一般会計12月補正後予算)



※その他の職員手当には、退職手当は含まれません

## 給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定められています。

今年度は、例月給(給料月額、諸手当)を0.24%、期末・勤勉手当(ボーナス)の支給割合を0.05月分引き上げる改定を行っています。

## 平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経験年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 平均給料月額および平均年齢の状況 (各年4月1日現在)

区分	平均給料月額			平均年齢	
	平成30年	平成29年	増減額	平成30年	平成29年
一般行政職	318,800円	319,200円	▲400円	41歳10月	41歳10月
警察職	306,500円	306,900円	▲400円	37歳7月	38歳0月
高等学校教育職	377,200円	380,800円	▲3,600円	45歳5月	45歳7月
小中学校教育職	357,600円	360,800円	▲3,200円	43歳0月	43歳4月

表2 初任給および学歴・経験年数別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在) (単位:円)

区分	初任給	経験年数別				
		経験10年	経験20年	経験25年	経験30年	
大卒	一般行政職	181,100	266,900	364,300	384,500	397,600
	警察職	207,400	274,400	392,300	414,900	418,400
	高等学校教育職	202,800	316,400	401,000	423,800	434,900
	小中学校教育職	202,800	315,400	392,100	414,100	422,200
高卒	一般行政職	149,000	224,300	321,600	351,800	373,200
	警察職	171,600	249,200	368,000	403,300	408,800

## 給料表

職員の給料は、行政職や研究職などその職務に応じた9種類の給料表で、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者(3,605人)の級別職員数と基準となる職務は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部長または局長	15	0.42
8	困難な業務を行う本庁の部次長または局次長	7	0.19
7	本庁の部次長または局次長 本庁の困難な業務を行う課長	46	1.28
6	本庁の課長または担当課長	232	6.43
5	課参事、課長補佐 困難な業務を行う主幹	981	27.21
4	主幹、困難な業務を行う専門員または主査	696	19.31
3	専門員または主査、主任主事または主任技師	701	19.44
2	主事・技師	496	13.76
1	主事・技師	431	11.96
計		3,605	100.00

## 職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。

このうち期末・勤勉手当は、年間4.45月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

退職手当は、勤続年数や退職の理由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。基本額の支給割合は、国と同じで、勤続20年の場合の自己都合退職は19.6695月分、定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で47.709月分です。

## 特別職の給料・報酬等

特別職の給料や報酬の月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から

知事=130万円、副知事=102万円、議長=91万円、副議長=86万円、議員=78万円となっています。このほか年間3.35月分の期末手当を支給しています。

## 職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制をつくるための定員管理に取り組んでいます。平成15年度から平成27年度までの間、さまざまな取り組みを行ってきた結果、累計約700人を削減し、知事部局職員数を約半世紀前(昭和38年)の水準以下にまでスリム化を図りました。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成30年	平成29年			
一般行政部門	総務・企画等	823	793	30	新県立図書館整備、オリンピック・パラリンピック業務等
	保健・福祉	691	696	▲5	国民健康保険事業の部門変更等
	商工・労働	324	314	10	観光誘客推進業務等
	農水・土木	1,466	1,451	15	金沢港整備業務等
	小計	3,304	3,254	50	
教育部門	8,889	8,973	▲84	学級数減等	
警察部門	2,333	2,336	▲3	欠員等	
公営企業等部門	病院	1,158	1,148	10	訪問看護業務等
	その他	76	71	5	国民健康保険事業の部門変更等
	小計	1,234	1,219	15	
合計	15,760	15,782	▲22		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤の職員を除いたものです。

お問い合わせ(給与)人事課 ☎076(225)1253  
(職員数)行政経営課 ☎076(225)1246